

○ 「補装具費支給事務取扱要領」の制定について（平成30年3月23日障企自発0323第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知） 別紙「補装具費支給事務取扱要領」新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改正		現行
(別紙)	補装具費支給事務取扱要領 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく補装具の種類、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)～(7)の各種目並びに(8)の補聴器、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置に係る部分並びに3の(1)～(7)の各種目並びに(8)の人工内耳及び重度障害者用意思伝達装置については、それぞれ以下の第1から第6により取り扱われることとされたい。 なお、完成用部品及び断端袋は義肢、装具等の構成品であって、構成品のみでは消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品及び断端袋のみを購入又は借受けに係る補装具費を支給するものについては、告示に定める上限価格の100分の110に相当する額となること。 また、告示第6項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、購入においては、告示別表の「基本価格」及び「製作要素価格」に係るものととし、「完成用部品価格」、「本体価格」及び「加算要素価格」に係るものについては要しないこと。また、修理については購入に準じること。 <u>告示は、補装具費の額の算定等に関する基準を示したものであって、支給の可否を示したものでないことに留意すること。</u> <u>購入又は修理に際し、当該補装具の価格がカタログに記載されており、かつ告示基準額の範囲内である場合、処方箋に記載のない不要な機能があっても、カタログ記載の標準装備品を取り外させ、取り外した部品の価格をカタログ価格から差し引いた額を補装具費として支給すること又は不要な機能に対する告示別表の上限価格を差し引いた額を補装具費として支給することは適切ではないこと。カタログ記載の標準装備品を取り外す必要がある場合は、取り外しに要する工賃を別途算定する必要があることから、カタログ価格ではなく、モジュラー式として必要な機能についてのみ、告示別表の上限価格により費用を算定すること。なお、処方より高機能であるものを購入する方が安価又は同一価格である場合、費用対効果の観点から、処方より高機能なものを支給して差し支えない。</u>	(別紙) 補装具費支給事務取扱要領 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく補装具の種類、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)～(7)の各種目並びに(8)の補聴器、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置に係る部分並びに3の(1)～(7)の各種目並びに(8)の人工内耳及び重度障害者用意思伝達装置については、それぞれ以下の第1から第6により取り扱われることとされたい。 なお、完成用部品及び断端袋は義肢、装具等の構成品であって、構成品のみでは消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品及び断端袋のみを購入又は借受けに係る補装具費を支給するものについては、告示に定める上限価格の100分の110に相当する額となること。 また、告示第6項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、購入においては、告示別表の「基本価格」及び「製作要素価格」に係るものととし、「完成用部品価格」、「本体価格」及び「加算要素価格」に係るものについては要しないこと。また、修理については購入に準じること。

第1 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子及び電動車椅子の基本的事項	第1 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子及び電動車椅子の基本的事項
1 殻構造義肢	1 殻構造義肢
(1) ・ (2) (略)	(1) ・ (2) (略)
(3) 基本価格	(3) 基本価格
① (略)	① (略)
② 義足	② 義足
ア 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図ー5参照)に基づき、「ウの基本価格」から選択すること。	ア 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図ー5参照)に基づき、「ウの基本価格」から選択すること。 <u>ティ)については、「Bー4」差込式、大腿支柱付きで算定すること。</u>
イ〜ク (略)	イ〜ク (略)
(4) 製作要素価格	(4) 製作要素価格
① ソケット	① ソケット
ア〜オ (略)	ア〜オ (略)
(新設)	<u>カ 完成用部品のソケットを用いる場合は、完成用部品価格に原材料価格を含むことから、ソケットの製作要素価格は原材料相当分を差し引いた、上限価格の40%の範囲内で算定すること。</u>
②〜⑤ (略)	②〜⑤ (略)
(5) 完成用部品	(5) 完成用部品
部品の名称、使用部品、価格等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」の別添「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」(以下、「完成用部品の指定基準」という。)に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。	部品の名称、使用部品、価格等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」の別添「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」(以下、「完成用部品の指定基準」という。)に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。
また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。	<u>処方に際し、完成用部品の比較検討が必要な場合、更生相談所又は市町村が処方箋等で指示した場合にあっては、借受けの費用を支給することとし、完成用部品のそれぞれについて、修理基準に定める完成用部品の交換に要する上限価格を加算して差し支えないこと。更生相談所又は市町村から処方箋等による明確な指示がない場合、事業者は完成用部品の比較評価を行う必要がないこと。完成用部品の借受けについては、購入又は修理の一部として行うこと。また、完成用部品の</u>

のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。 なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。 <u>更生相談所は完成用部品の比較検討が必要な場合は処方箋に記載する等、事業者者に明確に指示することとし、事業者が更生相談所の指示なく比較評価をした場合は、その費用を支給できないこと。</u> <u>【完成用部品における借受けに要する費用の算定例】</u> <u>完成用部品価格が6万円の手先具Aと8万円の手先具Bを比較評価した場合</u> <u>(手先具の減価償却期間) 耐用年数1年×2／3＝8月</u> ・Aの借受け費用：6万円／8月×0.5月＝3,750円 ・Bの借受け費用：8万円／8月×0.5月＝5,000円 ・完成用部品の交換：3,000円(手先具部品)×2＝6,000円 ○合計：14,750円(購入に要する費用の一部として算入)	①・②(略) (参考) (略) 2 骨格構造義肢 (1)～(3)(略) (4) 製作要素価格 ① ソケット ア～エ(略) ②～⑤(略) (5) 完成用部品 部品の名称、使用部品価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基
のうえ、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。 なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。 <u>更生相談所は完成用部品の比較検討が必要な場合は処方箋に記載する等、事業者者に明確に指示することとし、事業者が更生相談所の指示なく比較評価をした場合は、その費用を支給できないこと。</u> <u>【完成用部品における借受けに要する費用の算定例】</u> <u>完成用部品価格が6万円の手先具Aと8万円の手先具Bを比較評価した場合</u> <u>(手先具の減価償却期間) 耐用年数1年×2／3＝8月</u> ・Aの借受け費用：6万円／8月×0.5月＝3,750円 ・Bの借受け費用：8万円／8月×0.5月＝5,000円 ・完成用部品の交換：3,000円(手先具部品)×2＝6,000円 ○合計：14,750円(購入に要する費用の一部として算入)	①・②(略) (参考) (略) 2 骨格構造義肢 (1)～(3)(略) (4) 製作要素価格 ① ソケット ア～エ(略) <u>オ 完成用部品のソケットを用いる場合は、完成用部品価格に原材料価格を含むことから、ソケットの製作要素価格は原材料相当分を差し引いた、上限価格の40%の範囲内で算定すること。</u> ②～⑤(略) (5) 完成用部品 部品の名称、使用部品価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基

基づき決定すること。 処方に際し、完成用部品の比較検討が必要な場合、更生相談所又は市町村が処方箋等で指示した場合にあっては、借受けの費用を支給することとし、完成用部品のそれぞれについて、修理基準に定める完成用部品の交換に要する上限価格を加算すること。更生相談所又は市町村から処方箋等による明確な指示がない場合、事業者は完成用部品の比較評価を行う必要がないこと。完成用部品の借受けについて、<u>購入又は修理の一部として取扱うこと。</u>また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。 なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び装員の完成用部品を用いることができること。また、作業用の手先具は３個を限度として必要な数だけ加算することができること。 更生相談所は完成用部品の比較検討が必要な場合は処方箋に記載する等、事業者に明確に指示することとし、事業者が更生相談所の指示なく比較評価をした場合は、その費用を支給できないこと。 【完成用部品における借受けの算定の例】 完成用部品価格が２４万円の膝継手Ａと３６万円の膝継手Ｂを比較評価し、６万円の足部Ｘと１２万円の足部Ｙを比較評価した場合 （膝継手の減価償却期間）耐用年数３年×２／３＝２４月 （足部の減価償却期間）耐用年数１．５年×２／３＝１２月 ・Ａの借受け費用：２４万円／２４月×０．５月＝５,０００円 ・Ｂの借受け費用：３６万円／２４月×０．５月＝７,５００円 ・Ｘの借受け費用：６万円／１２月×０．５月＝２,５００円 ・Ｙの借受け費用：１２万円／１２月×０．５月＝５,０００円 ・完成用部品の交換：２,９００円×４＝１１,６００円 ○合計：３１,６００円（購入に要する費用の一部として算入）	基づき決定すること。 また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。
（参考）（略） ３ 装具（オーダーメイド） （１）・（２）（略） （３）基本価格	（参考）（略） ３ 装具（オーダーメイド） （１）・（２）（略） （３）基本価格

① 共通事項	① 共通事項
ア (略)	ア (略)
イ 採型区分は、装具の製作のために採寸又は採型を必要とする最小限の区分を選択すること。	イ 採型区分は、装具の製作のために採寸又は採型を必要とする最小限の区分を選択すること。
ウ (略)	ウ (略)
エ 下肢装具「B Denis-Browne (デニスブラウン) 型」については、「A-7a」を2単位 (両側の採型又は採寸) で算定すること。	(新設)
オ (略)	エ 採寸とは、「アの基本工作法」に基づいた採寸に必要な工程のなかで、「(イ)の採寸及び投影図の作成」が行われるものであること。
カ (略)	オ 採型とは、「アの基本工作法」に基づいた採型に必要な工程のなかで、「(ウ)の採型」及び「(エ)の陽性モデルの製作」が行われるものであること。
キ (略)	なお、実際に採型を行ったものであっても、陽性モデルの製作及び修正が行われない場合には、採寸の価格とすること。
ク (略)	カ 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、それぞれの基本価格のうち最も高いもので算定することとし、それぞれの基本価格を加算できないこと。ただし、両長下肢装具に体幹装具 (骨盤帯を除く。) を組み合わせる場合は、体幹装具の基本価格に下肢装具の基本価格「A-10」を加算することができること。
ケ (略)	キ カーボン製装具は、筋力の著しい低下が認められる等により医師が必要であると判断し、処方箋に明記している場合に限り、算定することができること。ただし、チェック用装具のための完成用部品の加算はできないこと。
②～⑤ (略)	カーボン製装具は、樹脂注型により個別に成形されたものと並びにオートクレーブ方式等にてプリプレグカーボン等を使い、個別に成形されたものであること。
(4) 装具の製作要素価格	(4) 装具の製作要素価格
① 下肢装具	① 下肢装具
ア (略)	ア (略)
イ 支持部	イ 支持部
(ア) ～ (ク) (略)	(ア) ～ (ク) (略)

① 共通事項	① 共通事項
ア (略)	ア (略)
イ 採型区分は、装具の製作のために採寸又は採型を必要とする最小限の区分を選択すること。	イ 採型区分は、装具の製作のために採寸又は採型を必要とする最小限の区分を選択すること。
ウ (略)	ウ (略)
エ 下肢装具「B Denis-Browne (デニスブラウン) 型」については、「A-7a」を2単位 (両側の採型又は採寸) で算定すること。	エ 下肢装具「B Denis-Browne (デニスブラウン) 型」については、「A-7a」を2単位 (両側の採型又は採寸) で算定すること。
オ (略)	オ (略)
カ (略)	カ (略)
キ (略)	キ (略)
ク (略)	ク (略)
②～⑤ (略)	②～⑤ (略)
(4) 装具の製作要素価格	(4) 装具の製作要素価格
① 下肢装具	① 下肢装具
ア (略)	ア (略)
イ 支持部	イ 支持部
(ア) ～ (ク) (略)	(ア) ～ (ク) (略)

(ケ) 足部覆いとは、皮革製の足部支持要素でつま先部分がないものであること。	(コ) ～ (セ) (略) ウ その他の加算要素 (ア)・(イ) (略) (ウ) T・Yストラップについては、原則として支柱付装具の付属品であるが、硬性に用いる場合は、硬性の支持部に含まれるベルト1本分の価格を差引いた額を上限価格とすること。
(エ) ～ (キ) (略) (新設)	(ク) 足底装具において、屋内で使用する必要がある場合、足底装具屋内用ベルトを加算できること。なお、足底装具の全面を皮革で覆い、皮革ベルトを取り付けた場合は、上限価格の2倍の範囲内の額を加算できること。
(ケ) 装具装着に際し市販品の靴の加工が必要な場合は、加工に要した費用を算定できること。ただし、市販品の靴は自費で購入すること。 ② 靴型装具 ア～ウ (略) エ 付属品等の加算要素	

(ケ) 足部覆いとは、被覆部分がMP関節遠位又はMP関節近位までかにかかわらず、皮革製の足部支持要素（アッパーを有するもの）を有し、つま先部分がないものであること。そのため、足部支持要素を有しているにもかかわらず、足底装具屋内用ベルトで算定することは適切ではないこと。（足底装具屋内用ベルトとは、足底装具のみを皮革で覆い、皮革ベルトを取り付けたもので、足部支持要素は有しない。）	(コ) ～ (セ) (略) ウ その他の加算要素 (ア)・(イ) (略) (ウ) T・Yストラップについては、原則として支柱付装具の付属品であるが、硬性に用いる場合は、硬性の支持部に含まれるベルト1本分の価格を差引いた額を上限価格とすること。ただし、修理においては、ベルト1本分の価格を差引く必要はないこと。なお、「足関節の内反又は外反を矯正する目的で、支柱（硬性の場合は側壁）に向かって足関節を引き寄せるI字形又はY字形のストラップ」である場合にのみ算定できること。
(エ) ～ (キ) (略) (ク) 高さ調整における1か所とは片側を1単位として取り扱い、両側支柱付の場合は2か所として算定すること。	(ケ) 足底装具において、屋内で使用する必要がある場合、足底装具屋内用ベルトを加算できること。なお、足底装具の全面を皮革で覆い、皮革ベルトを取り付けた場合は、上限価格の2倍の範囲内の額を加算できること。足底装具の全面に加え、アッパーを有するものは足部覆いとして算定すること。ただし、足底装具に足部覆いを算定できるのは、屋内用サンダル等の市販の靴が使用できない場合（変形等がある場合）に限ること。
(コ) (略) ② 靴型装具 ア～ウ (略) エ 付属品等の加算要素	

(ア) ～ (ウ) (略) (エ) 補高 a (略) b 靴の補高とは、靴の表底に補高を貼り合わせるものであり、健足補高もこれに準じて取り扱うこと。<u>基本価格は算定できないこと。</u>	(ア) ～ (ウ) (略) (エ) 補高 a (略) b 靴の補高とは、靴の表底に補高を貼り合わせるものであり、健足補高もこれに準じて取り扱うこと。<u>基本価格は算定できないこと。</u>
(オ) (略) ③～④ (略) (5) 完成用部品 部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとすること。ただし、使用部品については、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。 また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。	(オ) (略) ③～④ (略) (5) 完成用部品 部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとすること。ただし、使用部品については、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。 <u>処方に際し、完成用部品の比較検討が必要な場合、更生相談所又は市町村が処方箋等で指示した場合にあっては、借受けの費用を支給すること。更生相談所又は市町村から処方箋等による明確な指示がない場合、事業者は完成用部品の比較評価を行う必要がないこと。完成用部品の借受けについては、購入又は修理の一部として取扱うこと。</u>また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。 なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び骨格構造義肢の完成用部品を用いることができること。 <u>更生相談所は完成用部品の比較検討が必要な場合は処方箋に記載する等、事業者に明確に指示することとし、事業者が更生相談所の指示なく比較評価をした場合は、その費用を支給できないこと。</u>
(参考) (略) 4 装具 (レディメイド) (1) ～ (3) (略) (4) その他 ア 装具 (レディメイド) については、必要に応じて加工を行うことができること。その場合、装具 (オーダーメイド) の製作要素価格又は修理価格<u>を加</u>	(参考) (略) 4 装具 (レディメイド) (1) ～ (3) (略) (4) その他 ア 装具 (レディメイド) については、必要に応じて加工を行うことができること。その場合、装具 (オーダーメイド) の製作要素価格又は修理価格<u>に100</u>

分の106を乗じた額を支給して差し支えないこと。 <u>イ 装具（レディメイド）について、修理のために完成用部品を使用することには差し支えないこと。その場合、完成用部品価格に100分の106を乗じた額を支給して差し支えないこと。</u> <u>ウ 装具（レディメイド）として承認されていないものであって、治療装具の既製品装具のリストに収載されているものを支給する場合は、治療装具の基準価格で算定すること。ただし、治療用装具の基準価格で算定する場合においても、装具（レディメイド）の基本価格（2500円）を合算したものを基準額とすること。</u> <u>エ （略）</u>	
<u>算することができること。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>イ 支給決定に当たっては、厚生労働省又は当該装具メーカーのホームページにて本体価格を確認すること。</u>	5 姿勢保持装置 姿勢保持装置とは、体幹及び四肢の機能障害により姿勢を保持する能力に障害がある場合に用いられるものである。 ただし、立位訓練を目的とするものは、姿勢保持装置の購入に係る補装具費の支給目的に馴染まないこと。 （1）・（2）（略） （3）基本価格 ア～カ（略） <u>（新設）</u> （4）製作要素価格 ア～ウ（略） エ 付属品 （ア）共通事項 a・b（略）
5 姿勢保持装置 姿勢保持装置とは、体幹及び四肢の機能障害により姿勢を保持する能力に障害がある場合に用いられるものである。 ただし、立位訓練を目的とするものは、姿勢保持装置の購入に係る補装具費の支給目的に馴染まないこと。 なお、車のシートに取り付けて使用するものは、特例補装具として姿勢保持装置の別表価格で算定したものであっても、すべて「車載用姿勢保持装置」として、姿勢保持装置とは別の種目として算定すること。 （1）・（2）（略） （3）基本価格 ア～カ（略） <u>キ 完成用部品の構造フレームにおいて、支持部が付属している場合等、完成用部品単独でも使用できるような製品でレディメイド製品と認められる場合は、車椅子同様に1台当たりの基本価格を半額とすること。</u> （4）製作要素価格 ア～ウ（略） エ 付属品 （ア）共通事項 a・b（略）	

○ 構造フレームに車椅子及び電動車椅子を使用する場合は、車椅子及び電動車椅子の別表に定める付属品の価格を算定することができること。

(イ) ～ (ケ) (略)

オ (略)

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品については、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

処方に際し、完成用部品の比較検討が必要な場合、更生相談所又は市町村が処方箋等で指示した場合にあっては、借受けの費用を支給すること。更生相談所又は市町村から処方箋等による明確な指示がない場合、事業者は完成用部品の比較評価を行う必要がないこと。完成用部品の借受けについては、購入又は修理の一部として取扱うこと。また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

更生相談所は完成用部品の比較検討が必要な場合は処方箋に記載する等、事業者に明確に指示することとし、事業者が更生相談所の指示なく比較評価をした場合は、その費用を支給できないこと。

(参考) (略)

6 車椅子

(1) ～ (4) (略)

(5) 加算要素価格

ア (略)

イ 構造部品加算 (略)

○構造部品加算の対象者例及び構造

本体部位	構造名称	対象者例	構造
------	------	------	----

(新設)

(イ) ～ (ケ) (略)

オ (略)

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品については、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

(参考) (略)

6 車椅子

(1) ～ (4) (略)

(5) 加算要素価格

ア (略)

イ 構造部品加算 (略)

○構造部品加算の対象者例及び構造

本体部位	構造名称	対象者例	構造
------	------	------	----

基本構造	(略)	(略)	(略)
シート	(略)	(略)	(略)
	張り調整式	(略)	座のベースパイプ間にベルトを数本張り <u>(ベルトが連結されて一体になっているものを含む。)</u> 、カバーで覆う構造
	(略)	(略)	(略)
バックサポ ート	(略)	(略)	(略)
	張り調整式	(略)	バックサポートパイプ間にベルトを数本張り <u>(ベルトが連結されて一体になっているものを含む。)</u> 、クッション入りカバーで覆う構造 (背クッションの同時加算は不可)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
駆動輪・主 輪	(略)	(略)	(略)
	車軸位置調整	(略)	車軸取付け位置を複数の穴、又はスライド可能なブレード等で調整可能な構造 <u>(オーダーメイドでの算定不可)</u>
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

ウ 付属品

(ア) クッション

クッションは、「付属品の対象者例及び構造」の表に定めるとおりの分

基本構造	(略)	(略)	(略)
シート	(略)	(略)	(略)
	張り調整式	(略)	座のベースパイプ間にベルトを数本張り、カバーで覆う構造
	(略)	(略)	(略)
バックサポ ート	スリング式 (標準)	(略)	(略)
	張り調整式	(略)	バックサポートパイプ間にベルトを数本張り、クッション入りカバーで覆う構造 (背クッションの同時加算は不可)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
駆動輪・主 輪	(略)	(略)	(略)
	車軸位置調整	(略)	車軸取付け位置を複数の穴、又はスライド可能なブレード等で調整可能な構造
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

ウ 付属品

(ア) クッション

ゲル素材と立体編物との併用加算はできないこと。市販品のクッション

類とし、それぞれ次のように取り扱うこととする。ゲル素材と立体編物との併用加算はできないこと。市販品のクッションについては、平面形状型及びモールド型にあっては、告示に定める上限価格の範囲内であることがメーカーカタログ等において確認できるものに限り、カタログ価格の範囲内で算定することができることとし、他の構造のものにあっては、メーカーカタログ等において価格を明記しているものに限り、カタログ価格の範囲内で算定することができること。ただし、同一機能のものにあっては、安価なものを支給すること。

(イ) (略)

(ウ) 背クッション

市販品の背クッションについては、メーカーカタログ等において価格を明記しているものに限り、カタログ価格の範囲内で算定することができること。ただし、同一機能のものにあっては、安価なものを支給すること。

(エ) (略)

○付属品の対象者例及び構造

名 称	対象者等の例	構 造
クッション (カバー付き) 平面形状型	(略)	平面形状型とは、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するもの。 <u>ただし、ウレタン等の発泡樹脂をクッション材として使用したものに限る。</u>
(略)	(略)	(略)
背クッション	(略)	背部に用いて、 <u>体圧分散又は姿勢保持の機能</u> を有する

については、姿勢保持装置の完成用部品を用いるほか、完成用部品に収載されているものと同等の機能を持ち、安価であることがメーカーカタログ等において確認できるものに限り、カタログ価格の範囲内で算定することができること。

(イ) (略)

(新設)

(ウ) 障害状況等に応じた付属品を車椅子に追加する場合の対象者の例及び構造は次の表のとおりとすること。告示等に特に記載のない限り、1台を1単位とすること。

○付属品の対象者例及び構造

名 称	対象者等の例	構 造
クッション (カバー付き) 平面形状型	(略)	平面形状型とは、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するもの
(略)	(略)	(略)
背クッション	(略)	背部に用いて、 <u>姿勢を保持する機能</u> を有するもの

		<u>クッション（バックサポート）に取り付けたものを含む。</u>
(略)	(略)	(略)
搭載台 (呼吸器搭載台、 痰吸引機搭載台、 携帯用会話補助装 置搭載台等)	呼吸器、痰吸引器、携帯用会話補助装置等の日常生活に必要な装置を常時使用する必要がある者。 (搭載する装置は、告示の備考欄に示したものに限定するものではなく、心拍モニタ等の日常生活に必要な装置を含む。)	(略)
(略)	(略)	(略)
日よけ部品	(略)	車椅子に取り付けて直射日光を遮る構造を有するもの
雨よけ部品	(略)	車椅子に取り付けて、雨傘としての機能をもたせたものの
(略)	(略)	(略)

(6) (略)

(参考) (略)

7 電動車椅子

(1) ～ (4) (略)

(5) 加算要素価格

ア 機構加算

(略)

(略)	(略)	(略)
搭載台 (呼吸器搭載台、 痰吸引機搭載台、 携帯用会話補助装 置搭載台)	呼吸器、痰吸引器、携帯用会話補助装置を常時使用する必要がある者	車椅子フレームの下部等に台を取り付けたもの
(略)	(略)	(略)
日よけ部品	(略)	車椅子のバックサポート等に取り付けて直射日光を遮る構造を有するもの
雨よけ部品	(略)	車椅子のバックサポート等に取り付けて、雨傘としての機能をもたせたものの
(略)	(略)	(略)

(6) (略)

(参考) (略)

7 電動車椅子

(1) ～ (4) (略)

(5) 加算要素価格

ア 機構加算

(略)

○機構加算の対象者例及び構造

機構名称	対象者例	構 造
(略)	(略)	(略)
電動ティルト・リクライニング機構	(略)	バックサポート角度及びシート角度が変換でき、バックサポート及びシートの傾斜を、 <u>それぞれ</u> 電動モータを用いて調整できる機構
(略)	(略)	(略)

イ (略)

(参考) (略)

第2 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子及び電動車椅子の修理に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1～5 (略)

6 車椅子
(略)

○修理項目及び構造等

修理項目	構 造 等
(略)	(略)
溶接 (修理箇所ごと)	(略)
<u>アームサポート交換</u>	<u>アームサポート (固定式を除く。)</u> には、 <u>肘当てを含まない。</u>
(略)	(略)

7 (略)

○機構加算の対象者例及び構造

機構名称	対象者例	構 造
(略)	(略)	(略)
電動ティルト・リクライニング機構	(略)	バックサポート角度及びシート角度が変換でき、バックサポート及びシートの傾斜を、電動モータを用いて調整できる機構
(略)	(略)	(略)

イ (略)

(参考) (略)

第2 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子及び電動車椅子の修理に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1～5 (略)

6 車椅子
(略)

○修理項目及び構造等

修理項目	構 造 等
(略)	(略)
溶接 (修理箇所ごと)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)

7 (略)

第3 眼鏡に関する取扱い

1 乱視についての取扱い

乱視についての加算が認められるのは矯正用の眼鏡のみであり、視力障害でなければ乱視の加算は認められないこと。(視野障害のみの場合には乱視の加算は認められないこと。)

2 遮光用の機能についての取扱い

矯正用及び遮光用の双方の機能が必要な場合は、矯正用の眼鏡（遮光機能付き）として支給し、屈折異常の程度にかかわらず、31,200円とすること。なお、遮光用の機能があるものはすべて身体障害者用物品で非課税となるため、矯正用（遮光機能付き）の場合は、矯正用の眼鏡であるものの、告示別表の上限価格に100分の106を乗じた額を基準上限額とすること。

3 支給対象となる眼鏡の個数について

補装具費支給事務取扱指針において、「補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個である」とされているところ、眼鏡には「矯正用」、「遮光用」、「コンタクトレンズ」、「弱視用」とそれぞれ使用目的や構造が異なるものが定められていることから、個々の状況等を勘案し、真に必要な場合は、眼鏡に定める別の名称のものについて、それぞれ支給することは差し支えないこと。ただし、構造が異なるものであっても、同じ目的で同等の効果が期待される場合は、同時に支給することは適当ではないこと。

【同時に支給対象とする例】

矯正用の眼鏡を支給することになったが、屋外での差明が強く遮光用の眼鏡も必要とされた。矯正用及び遮光用双方の機能が必要な場合は、矯正用の眼鏡（遮光機能付き）を支給することとされているが、屋内では差明が認められないため、矯正用（遮光機能なし）と遮光用の眼鏡をそれぞれ1個、同時支給した。

【同時に支給対象とするのが不適切な例】

- ・矯正用の眼鏡とコンタクトレンズ（多段階）を同時支給した。
屈折矯正を目的とした眼鏡は、視力障害の身体障害者手帳を取得し、又は難病患者

(新設)

等で身体障害者手帳の視力障害と同等の障害を有することが必要であるところ、矯正用の眼鏡を優先して支給すること。度の強い凹レンズによる縮小効果が著しい場合は左右のレンズの矯正度数が著しく異なり不等像視を来す場合等、コンタクトレンズを支給することが真に必要なであると認められる場合はコンタクトレンズを支給して差し支えないが、矯正用の眼鏡又はコンタクトレンズのいずれか一方のみを支給すること。

- ・遮光用の眼鏡とコンタクトレンズ（虹彩付き）を差明軽減のため同時支給した。
- コンタクトレンズは遮光用の眼鏡装用が困難で真に必要な者に支給されるものであることから、遮光用の眼鏡を優先し、いずれか一方のみを支給すること。

第4 補聴器の加算に関する取扱い

1 デジタル式補聴器の調整

デジタル式補聴器で、調整が必要な場合に加算することができる、「補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者」は、補装具事業者に配置されている言語聴覚士又は認定補聴器技能者とすること。なお、加算については補聴器1個当たりの価格とし、購入時に1回のみ算定できること。

なお、支給申請にあたって提出する見積書には、上記の者が調整を行う旨、明記することとし、引渡し時に、様式1により適切に調整が行われた書類を領収書に添えて提出すること。

2 補聴援助システム

耳かけ型の補聴器で、補聴援助システムの支給申請もあった場合、市町村は、支給決定に当たり、当該補聴援助システムについて、学校又は勤務先及び申請者への聞き取り等により、以下の項目を確認すること。

- ・学校又は勤務先での合理的配慮において、補聴援助システムについての給付又は貸出等を受けていないこと
- ・小中学校及び特別支援学校での使用を想定している場合は、当該教育機関での給付又は貸出等ができないこと

なお、補装具費支給制度で支給できる補聴援助システムは、カタログ等に価格が明記されているもので、カタログ等に記載の受信機の価格及びワイヤレスマイクの価

第3 補聴器の加算に関する取扱い

(新設)

デジタル式補聴器で、調整が必要な場合に加算することができる、「補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者」は、補装具事業者に配置されている言語聴覚士又は認定補聴器技能者とすること。なお、加算については補聴器1個当たりの価格とし、購入時に1回のみ算定できること。

なお、支給申請にあたって提出する見積書には、上記の者が調整を行う旨、明記することとし、引渡し時に、様式1により適切に調整が行われた書類を領収書に添えて提出すること。

(新設)

格の合計が232,000 円の範囲内のものに限ること。 【不適切な支給の例】 カタログに記載の価格が、受信機は6万円、ワイヤレスマイクは20万円であり、合計額は232,000 円を超えていたが、受信機だけが必要であったため、受信機を支給した。 → 受信機とワイヤレスマイクにおける、カタログ等に記載の価格合計額が232,000 円を超える場合は、受信機及びワイヤレスマイクの双方とも支給できないこと。	第4 人工内耳用音声信号処理装置の修理に関する取扱い 第5 歩行器に関する取扱い 第6 重度障害者用意思伝達装置の支給に関する取扱い 様式 1・2 (略)
第5 (略) 第6 (略) 第7 (略) 様式 1・2 (略)	